

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正の骨子（案）について

1 改正の趣旨

本市では、屋外広告物の規制に加えて、窓ガラス等の内側に直接貼るなど屋内から屋外に表示される広告物を特定屋内広告物と定義し、指導の対象としてきました。しかし近年、窓ガラス等に接しないで屋内から屋外に向けて表示する広告物がまちなかに散見され、従来のきめ細かい景観誘導が及ばない例が生じていることから、金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正し、特定屋内広告物の範囲を拡大するとともに、屋外と屋内の広告物を一体的に規制誘導することとし、市民の理解と事業者の協力のもと、金沢らしい良好な景観の形成を一層推進していきます。

範囲拡大と規制内容

特定屋内広告物の範囲		規制内容	
		現行	改正後
まちなか区域	窓等に接するもの	表示割合を制限	屋外と同じ基本要件や基準 +表示割合による規制
	窓等に接しないもの	—	
上記以外の区域	窓等に接するもの	表示割合を制限	表示割合を制限（変更なし）
	窓等に接しないもの	—	—（変更なし）

特定屋内広告物の対象

- 金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則において、規制の対象を明確にします。
【対象：文字、記号、図案、商標や写真を表示するもの又は可変表示装置を使うもので、窓ガラス等から2m以内にあるもの又は専ら広告物の表示が目的であると考えられるもの】
- ※ 通常の商品や商品の見本、マネキン等対象外

2 広告主と設置者の責務

屋外の公衆に向けて広告物を表示するときは、広告主や設置者が、本市の美しい景観の形成に配慮し、規定を遵守する必要があることから、その責務を明文化します。

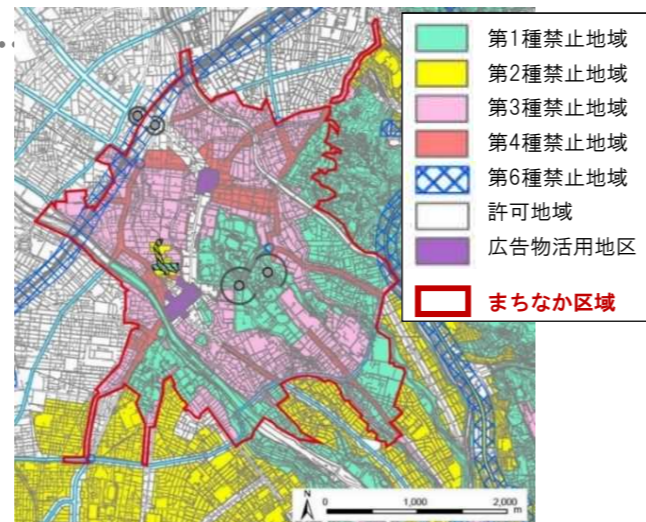
3 規制を強化するエリア

特定屋内広告物に対する規制が特に必要なエリアとして、まちなか区域を指定します。

まちなか区域（右図）

金沢市景観計画に定める、文化的景観区域「旧城下町区域」

まちなか区域以外は現行の制限（窓等に接するものの表示割合を制限）が引き続き適用されるものとします。



4 屋外広告物と同じ基準による一体的な規制誘導（まちなか区域）

- 指定地域ごとに、一定規模を超える特定屋内広告物を表示する場合は事前に届出
- 窓等から2m以内のものや、専ら屋外に向けた表示が目的であるものが対象



屋外と屋内の広告物が一体的に規制誘導されたイメージ図（許可地域の例）

屋外広告物と同じ基準

- 規則において、屋外広告物と同様の基本要件（景観への配慮、意匠、色彩等）を規定し、高さや面積の上限等の基準を、指定地域ごとに規定します。また、面積は、屋外と屋内の広告物を合算して、現行の屋外広告物の基準に適合するものとします。
- 窓を広告物で塞ぐことは圧迫感や閉塞感があるため、開口部あたりの表示割合を規定します。
[開口部あたりの表示割合：1階以下5割まで、2階以上3割まで（現行の表示制限と同じ）]
- 基準等の違反に対する措置命令を規定します。

表示の届出

- 特定屋内広告物を表示又は変更をする場合は、事前に市長に届出をするものとします。
- ※ 表示面積が一定規模以下のものや、法令等に基づき表示するもの等は届出不要

審査会による審査と緩和

- 金沢市屋外広告物審査会において、規模、形態、意匠等及び安全性について審査します。
- 良好な景観や風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと審査会が認める場合には、基準を緩和できることとします。

5 施行日と経過措置

- 議決後、3か月程度の周知期間を経た上で施行を目指します。
- 施行前から表示されていた広告物について、5年間の経過措置期間を設けることとします。